

# 気象警報発表時・大規模地震発生等にかかわる 生徒の安全確保について

本校では、横浜市立学校防災計画にのっとり、地震や暴風、大雪などが発生または警報が発表された場合、次のような対応をとりますので、ご協力お願い申し上げます。

災害発生時等の行動について、家族等で再確認をお願いします。また、緊急連絡にメール配信を活用いたします。未登録のご家庭はご登録いただきますよう併せてお願いいたします。

## 1 気象警報についての対応

(1) 午前7時の段階で、横浜市内に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」と気象警報等の種類を問わず「特別警報」が発表継続中の場合。

○ 横浜市一斉に「臨時の休業」です。

┌ 横浜市内とは…「神奈川県全域」「神奈川県東部」「横浜・川崎」  
└ 7時の時点とは、「6時50分（天気予報が流れる時間帯）～7時15分頃の間」

- ・風・雨・雪の種類を問わず、特別警報が発令された場合、命を守る行動をとってください。
- ・原則として学校からの連絡は行いません。
- ・7時以降に警報が解除されても途中登校はありません。
- ・部活動の朝練習も中止になります。
- ・自宅学習としてください。
- ・遠足、修学旅行、体験学習なども原則として延期・中止します。ただし、目的地に警報等が発表されておらず、出発を遅らせる等の措置により安全が確保できる場合等は、学校の判断により実施する場合があります。

(2) 登校後に「警報」「特別警報」が発表された場合

○ 学校や地域の状況に応じて学校で対応を判断します。

- ・この場合状況により適宜学校から連絡をします。

※警報が発令されていない場合でも、学区内の地域によっては風雨で登校が危険な場合も考えられますので、保護者のご判断でお子様の登校時間をずらす等の措置をお取り下さい。その場合は必ず学校にご一報下さい。また、その際の出欠等の記録については保護者のご報告に基づき担任が柔軟に取り扱います。午前7時以降に暴風圏内に入ることが予想される場合は、各家庭に7時前に連絡を入れ、登校について連絡致します。

※「特別警報」とは ～気象庁 HP より抜粋～

気象庁はこれまで、大雨、地震、津波、高潮などにより重大な災害の起こるおそれがある時に、警報を発表して警戒を呼びかけていました。これに加え、今後は、この警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、新たに「特別警報」を発表し、最大限の警戒を呼び掛けます。特別警報が出た場合、お住まいの地域は数十年に一度しかないような非常に危険な状況にあります。周囲の状況や市町村から発表される避難指示・避難勧告などの情報に留意し、ただちに命を守るための行動をとってください。

## 2 大規模地震等についての対応

### (1) 東海地震「注意情報」「予知情報」「警戒宣言」のいずれかが発令された場合

- ① 在校時は、原則として授業を打ち切り、保護者に連絡をとった上で帰宅させます。  
連絡がとれない家庭については、生徒を学校に留め置き、直接保護者に引き渡します。
- ② 通学中又は在宅中に警戒宣言が発せられた場合は、それが解除されるまで休校となります。

### (2) 横浜市内のいずれかで震度5強以上の地震を観測した場合

- ① 在校時は、授業を打ち切り、保護者が学校に引き取りに来るまで生徒を学校に留め置きます。
- ② 登下校中は、学校か自宅の近いほうに避難します。自宅に保護者がいない場合は、学校に避難します。
- ③ 在宅中は、当日及び翌日の学校は休校になります。(学校再開時は、学校より連絡をします。)

※保護者の方が引き取りに来られた際の順路について

お子様を学校に引き取りに来られる際には、混乱がないよう、次の順路にてお願いします。

生徒昇降口 → 西階段 → 各学年の各教室（受付） → 東階段 → 東非常口  
兄弟姉妹が在籍している場合には、4F → 3F → 2Fの順